

Title	食品表示に関する法制度の変遷と規制の複雑化
Author(s)	藤形, 祐己; 長谷川, 光一
Citation	年次学術大会講演要旨集, 38: 380-385
Issue Date	2023-10-28
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/19127
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨

食品表示に関する法制度の変遷と規制の複雑化

藤形祐己（大阪工業大学）、長谷川光一（大阪工業大学）
yumi3752@outlook.com

1. はじめに

人が生きるためには食べ物と飲み物が必須である。現在我々が口にする食べ物、飲み物のほとんどは企業が生産し、取引を通じて購入した物を我々が口にしてしている。したがって安全な食べ物を企業が製造し消費することは、我々の生活にとって欠かせない。これらの安全な食べ物を作るために政府は様々な法制度を整備してきた。

例えば、1942年、食糧管理法が制定された。この法律は第二次世界大戦の終結後、日本の食品衛生と、食品事情劣悪を改善と安全確保のため法制度が整備された。1960年に消費者から「缶詰にハエが入っていたので調べてほしい」という相談があり、保健所が持ち込まれた缶詰を検査したところ、ラベルに記載されている牛肉ではなく、クジラの肉であることが発覚した。色々な肉を混ぜて使用することが当時の業界では当たり前のように行われていたことが明らかになった。いわゆるニセ牛肉事件である。この事件をきっかけに1962年に不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）の法案が成立し、不当な表示等の規制が行われた。その後もいろいろな法制度が整備されている。近年では、食品表示に関する規定の一元化に伴い、2013年に食品表示法等が定められた。

食品の生産や製造等に関する法制度は多数制定され、徐々に複雑になっている（表1）。戦前には、1934年に不正競争防止法が制定された。この法律では食品について「食品の原産地や品質を偽る表示や商品の品質を実際のものより優れたものとして宣伝する表示、事業者自らの商品やサービスに関する表示を偽って不正に利益を得ようとする事」について規定されている。

戦後になると、1947年私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）や食品衛生法が制定された他、1948年には農薬取締法や薬事法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）、1952年には農地法が制定されている。1952年には外米に黄変米が混入される事件が起きたことをきっかけに食品衛生法が改正された。その後も1973年にカネミ油症事件により化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）が制定されている。直近では2013年の食品表示法が制定された。この法律は食品衛生法、JAS法、健康増進法などの一部を一元化したものである。また、特定の食品を対象としたガイドラインや基準も制定されている。

なぜ、法制度は複雑になってきたのだろうか。

表1. 食品の生産や製造に関する行政行為と法制度の制定・改定

年	行政行為・法律公布	年	行政行為・法律公布
1934	不正競争防止法	1992	計量法
1947	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）	1993	環境基本法
1947	食品衛生法	1994	製造物責任法（PL法）
1948	農薬取締法	1995	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
1948	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬事法）	1998	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP支援法）
1949	工業標準化法（JIS法）	1999	農林水産省設置法
1950	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）	1999	ダイオキシン類対策特別措置法
1950	肥料取締法	2000	消費者契約法

1951	家畜伝染病予防法	2002	健康増進法
1953	酒税法	2002	牛海綿状脳症対策特別措置法
1953	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）	2003	食品安全基本法
1953	と畜場法	2003	牛の個体識別のための情報管理及び伝達に関する特別措置法（牛肉トレサ法）
1957	水道法	2004	消費者保護基本法改正（消費者基本法に改称）
1960	薬事法（現在は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」）	2004	消費者基本法
1962	不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）	2005	食育基本法
1962	家庭用品品質表示法	2009	消費者庁と消費者委員会設置
1968	消費者保護基本法	2009	消費者安全法
1970	国民生活センター発足	2009	米トレーサビリティ法
1970	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	2013	食品表示法
1973	消費生活用製品安全法	2019	食品ロス削減推進法
1983	食品添加物の大幅規制緩和	2022 改正	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（薬機法・医薬品医療機器等法）

出典：消費者庁新未来創造戦略本部「消費者問題年表」を基に筆者加筆

食物アレルギーを例に見てみよう。現在では、食物アレルギーの原因食物として 28 品目が定められている。これらの原因食物をアレルギー保持者が食すると、皮膚や消化器官、さらには全身にでる症状を引き起こし（表 2）、最悪の場合死に至る事もある。このため、アレルギー食物が食品に含有されているかを表示するためのルールが食品衛生法によって定められている。アレルギー症状を発症する人の割合は近年増加傾向であるが、現実の問題拡大に沿うように、食品衛生法が改正され、品目数は拡大してきた。

表 2 食物アレルギーにより引き起こされる症状

①皮膚粘膜症状	●皮膚症状：掻痒感、じんましん、血管運動性浮腫、発赤疹、湿疹
	●結膜症状：眼結膜充血、掻痒感、流涙、眼瞼浮腫
②消化器症状	●悪心・疝痛発作・嘔吐・下痢
	●慢性の下痢による蛋白漏出・体重増加不良
③上気道症状	●口腔粘膜や咽頭の掻痒感・違和感・腫張
	●咽頭喉頭浮腫
	●くしゃみ・鼻水・鼻閉
④下気道症状	●咳嗽・喘鳴・呼吸困難
⑤全身性反応	●ショック症状（頻脈・血圧低下・活動性低下・意識障害など）

出典：厚生労働省（2010）を元に作成

厚生労働省によれば、過去 30 年間で小児喘息は 1%から 5%に、成人の喘息は 1%から 3%に増加した。このことは、同じ食品を企業が製造していても、それを食する側の体調が変わることで食品表示をより厳密にする必要があることを示している。近年では、インターネットを通じて様々な地域の食べ物を取り寄せることができるようになってきている。ある地域でのみ食べられていた食べ物を遠く離れた地域

に住む人が取り寄せて食べることも可能である。その地域では皆が知っていた食べ物の原材料を、取り寄せた人が知らずに食べるというようなこともありうる。

本稿では、食品に関する成分等の表示に関する法律にはどのようなものがあるのか、それが時と共にどう追加されてきたのか、各法律がどのような表示義務を生産者に課し、制度がどの程度複雑になってきたのかについて整理する。

2. 分析手法

本稿では、食品の表示に関する法制度を整理することによって、問題意識に対する回答を得ることとする。我々が食べる食物には、野菜や魚、肉等様々なものがある。今回は、企業が様々な手を加えて加工するという点を考慮し、加工食品に関する法制度について整理することとした。具体的な整理の視点は、関連する法制度、その法制度が生まれたきっかけ、制度が規制する食品表示の内容、および各法律の関係である。

3. 食品表示に関する法律

本章では、前章で示した通り、食品表示に関する法制度について整理する。

3.1 不正競争防止法

不正競争防止法は1934年3月27日に公布された。「事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としており、公正な競争を図っている。

この法律には、誤認惹起行為（不正競争防止法2条1項20号）を規制する定めがあり、「商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量」について誤認させるような表示をしない事を求めており、食品表示にも関わっている。これに違反した場合、差止請求、損害賠償請求、10年以下の懲役若しくは2千万円以下の罰金又は併科により、罰せられる可能性もある。よって、食品表示は食品表示法以外の法律でも罰せられる可能性がある。

3.2 食品衛生法

食品衛生法は1947年12月24日公布された。「食品の安全の確保と衛生上の危害の発生を防止すること」を目的とし、主に生鮮食品について規定されている。この法律は厚生労働省と消費者庁が管轄している。

食品衛生法では、容器包装に入れられたすべての加工食品について食品の名称、消費期限又は賞味期限、製造者氏名、製造所所在地、保存方法、食品添加物、アレルギー物質、及び遺伝子組み換え食品に該当するか否かについて表示する必要がある。

食品衛生法は数々の事件により改正されてきた。1957年の森永ヒ素ミルク事件により添加物に関わる条項を1957年に改正された。1968年にはカネミ油症事件がおき、その4年後に改正された。食品表示法が制定される前は食品衛生法19条で食品及び添加物に関する表示基準に付いて定められていた。

現在も食品衛生法は存続しているが、食品及び添加物に関する表示は廃止され、「販売の用に供する食品及び添加物に関する表示の基準については、食品表示法（平成25年法律第70号）で定めるところによる」と定められている。

3.3 独占禁止法

独占禁止法は1947年3月4月14日に公布された。「私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進すること」を目的としている。

独占禁止法は一般法であり、景品表示法は独占禁止法の特別法である。多くの場合、商品の品種や品質・規格等の自主規制や自主認証を行う事がある。そのため、これらの規制が「(1) 競争手段を制限し需要者の利益を不当に買収する物ではないか、(2) 事業者間で不当に差別的な物では無いかと判断基準に照らし、社会公用的な目的等正当な理由に基づいて合理的に必要される範囲内であるか」という要素を考えが判断される。独占禁止法は、特別法の景品表示法を通じて間接的に食品表示に関わっている

といえる。

3.4 JAS法（日本農林規格）

JAS法は1950年5月11日に公布した。「農林水産分野において適正かつ合理的な規格を制定し、適正な認証及び試験等の実施を確保するとともに、飲食物品以外の農林物資の品質表示の適正化の措置を講ずることにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図り、もって農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与すること」を目的とし、主に品質表示について規定されている。この法律は消費者庁が管轄している。

JAS法では、名称、原材料名、内容量、賞味期限（品質保持期限）、保存方法、製造業者等の氏名又は名称及び住所について表示が義務付けられている。

食品表示法が制定される前は、JAS法の品質表示基準（旧JAS法19条の13第1項）の中の加工食品品質表示基準（加工食品品質表示基準2条）に表示義務が定められていた。現在はJAS法59条に取扱業者が守るべき表示の基準が定められている。また品質表示基準は廃止・削除され食品表示法に定められたのち、JAS法が改正を行っている。

3.5 景品表示法

景品表示法は1962年8月15日に公布された。「商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護すること」を目的とし、取引の公正さについて定められている。景品表示法は優良誤認表示・有利誤認表示・その他の大きく分けて3つに分かれており、主に顧客との取引間で嘘や大げさな表示について禁止されている。健康増進法にも同様の規定が定められている。景品表示法は製品が特定されておらず、製品やサービスが対象となっている。そのため食品表示法だけではなく、景品表示法でも対象となる。そして景品表示法は「独占禁止法の特例」である。

3.6 健康増進法

健康増進法は2002年8月2日に公布された。「国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに国民保健の向上を図ること」を目的としている。この法律は厚生労働省と消費者庁が管轄している。

健康増進法では、虚偽誇大表示をしてはならないと定められている。景品表示法にも同様の規定が定められている。健康増進法では対象製品が食品に限定されている。

食品表示法が制定される前は、旧健康増進法31条に栄養表示に関する基準が定められていた。現在は旧31条が削除・廃止され改正後、受動喫煙を防ぐための措置についての法律が置かれた。改正前の旧31条には健康増進効果等についての虚偽・誤認禁止についても定められていた。現在は65条（誇大表示の禁止）に定められており、景品表示法に同一の規定が定められている。

3.7 食品表示法

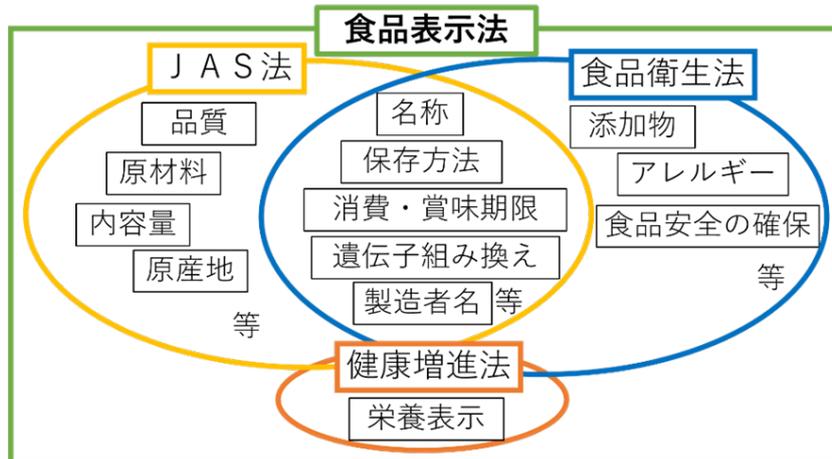
食品表示法（商品表示法施行令（政令）、表示基準（内閣府令）等を含む）は、「食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、（略）国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与すること」を目的としている。この法律は消費者庁が管轄する法律であり、食品衛生法、健康増進法、日本農林規格等に関する法律（JAS法）の表示に関する規定を統合し、一元的な制度を平成27年（2015年）4月1日に施行された新しい法律である。

食品表示法には名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項の8つの表示が義務づけられている。他にも食品容器包装をし、販売する際に表示をしなければならない定めや、適正な表示が行われていない場合の罰則や制裁が定められている。

食品表示法が制定される前には、上述の8つの表示義務については食品衛生法、健康増進法、日本農

林規格（JAS法）に定められていた。しかも表示の仕方やルール、目的などが異なっていた。3つの法律がそれぞれカバーしている範囲は図3に示す通りである。例えば名称・保存方法・消費・賞味期限などはJAS法と食品衛生法の2つによって規定されている。また、添加物・アレルギーについては食品衛生法のみで規定がある。健康増進法については、栄養表示のみの規定があり、JAS法と食品衛生法が定める表示義務との重複はない。このような複雑な状況を解消し、ルールと目的が食品表示法によって一元化された。

図1：食品衛生法、健康増進法、日本農林規格（JAS法）の重複



出典：消費者庁平成25年6月「食品表示の概要」に加え筆者加筆

4. 考察

以上、食品の表示に関する主要な法制度について整理した。食品を製造する企業にとっては、以下のような問題が発生することが想定される。

ある規制が複数の法律にわたって記載されている。この場合、どちらの基準を採用すべきか企業は混乱する。例えば、製造した食品の重さの表示について計量法と景品表示法、不正競争の三法が関わってくる。計量法では「販売事業を行う者は商品の重量を容器に記さなければならない（計量法12条）」。景品表示法では「競争事業者に係るものよりも、取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるものであって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示（有利誤認表）」は行ってはならない（景品表示法5条2項）。不正競争防止法では「競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」は品質等誤認惹起行為に該当するため、行ってはならない（不正競争防止法2条1項21号）。これらから分かるように、1つの表示に関して複数の法律が関わるため、誤った表示をした際にどの法律によって罰せられるか想定しにくい。加えて、複数の法律から規制を受けているとすると、製品開発時には全ての法制度を検討する必要が出てくる。同様の重複に、消費期限・賞味期限に関するJAS法と食品衛生法等が挙げられる。

法制度に規定されているにも関わらず、現実の経済活動で対応されておらず、あるタイミングで問題となり始めた事例もある。デパート等で販売されている総菜やレストランで提供される料理のメニューの原材料の偽装、誤表示である。2013年に食材偽装問題が起きた後、ホテルやデパートで立ち入り検査・自主点検等が行われた。この事件を受け、翌年には景品表示法改正案が閣議決定されている。

上記のように、様々な理由で食品の表示に関する法制度はより厳しくなる方向で改正・追加されてきた。食材偽装問題はごく一部の企業しか行っていなかったかもしれないが、一度法制度が厳しくなると、全ての食品製造業者やレストランが影響を受けることになる。食物アレルギー患者の割合は徐々に増加しつつあるため、アレルギー食品の表示の種類が増えることは必然と言える。消費者にとっては企業が提示した食品表示が命綱となる。企業の食品表示についての責任は今後より大きくなるであろう。また、今回紹介したように法制度が複雑になることは、企業の製品開発をより難しくする側面もあるであろう。

改正により複雑化した法を企業がどのような影響を受けてきたか、食品偽装や誤表示、人体に影響する物質により起きた事件の社会に対する影響と歴史については、別稿で検討したい。

参考文献

- 1) 消費者問題の歴史, https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/history/, (2023年5月30日アクセス)
- 2) 厚生労働省, 平成22年度リウマチ・アレルギー相談員養成研修会テキスト, <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/kenkou/ryumachi/dl/jouhou01-08.pdf>, (2023年5月30日アクセス)
- 3) 経済産業省, 偽装表示の防止と不正競争防止法「事業者間の公正な競争を確保するために」, <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/panfrethontai.pdf>, (2023年5月30日アクセス)
- 4) 農林水産省, 食品の表示制度について, https://www.maff.go.jp/j/jas/kaigi/pdf/kyodo_no2_shiryo_4.pdf, (2023年5月30日アクセス)
- 5) 消費者庁, 事例で分かる景品表示法, https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_160801_0001.pdf, (2023年5月30日アクセス)
- 6) 消費者庁, 景品表示法を取り巻く現状について, https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/meeting_materials/assets/representation_cms212_220315_05.pdf, (2023年5月30日アクセス)
- 7) 波光巖・横田直和・小畑徳彦・高橋省三, Q&A 広告宣伝・景品表示に関する法律と実務 景品表示法・消費者関係法を踏まえた広告表現と販促活動・キャンペーンに関する実務解説, 日本加除出版株式会社 (2020年)
- 8) 池戸重信, 食品表示法 施行の背景とQ&A解説, ダイヤモンド社, 東京 (2014年)
- 9) 大阪市消費者センター, 消費者基本法, <https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/page/0000002396.html>, (2023年5月30日アクセス)
- 10) 大元慎二, 景品表示法〔第5版〕, 株式会社商事法務 (2020年)
- 11) 管久修一, 品川武, 伊永大輔, 原田郁, 独占禁止法〔第4判〕, 株式会社商事法務 (2020年)
- 12) 健康増進法, <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414AC0000000103>, (2023年5月30日アクセス)
- 13) 経済産業省, 資源有効利用促進法, https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/index06.html, (2023年5月30日アクセス)
- 14) 日本農林規格等に関する法律, <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000175>, (2023年5月30日アクセス)
- 15) 桑崎俊昭, 改訂新版 早わかり食品表示法 第2版 〈食品表示法逐条解説・食品表示基準に基づく食品表示制度解説〉, 公益社団法人日本食品衛生協会, 東京 (2016年)
- 16) 森田満樹, 食品表示ガイドブック～判断に迷わない新しい食品表示基準のポイント～, 株式会社ぎょうせい・東京 (2016)
- 17) 杉浦市郎, 新・消費者法 これだけは 第2版, 株式会社法律文化社, 京都府 (2015年)
- 18) 石川直基, 的早剛由, 株式会社ラベルバンク: 新訂版 基礎からわかる 食品表示法律・実務ガイドブック, 第一法規株式会社, 東京 (2019年)
- 19) 消費者庁, 食品の栄養成分表示制度の概要, https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/assets/food_labeling_cms206_20201024_04.pdf, (2023年5月30日アクセス)
- 20) 消費者庁, 食品表示法に基づく食品表示基準について, http://www.nposfss.com/data/forum18_takahashi01.pdf, (2023年5月30日アクセス)
- 21) 消費者庁, 新しい食品制度について, <https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10904750-Kenkoukyoku-Gantaisakukenkouzoushinka/0000094395.pdf>, (2023年5月30日アクセス)
- 22) 消費者庁・農林水産省, JAS法に基づく食品表示の早わかり 〈平成23年12月版〉
- 23) 新日本法規出版株式会社 星謙一郎, 「食品衛生小六法 令和3年版」, 新日本法規出版株式会社・愛知 (2020)
- 24) 一般社団法人新日本スーパーマーケット協会, 新版 いのちを守る食品表示 食品表示管理士検定公式テキスト, 中央法規出版株式会社 (2017年)
- 25) 垣田達哉, 一冊で分かる食品表示, 株式会社商業会, 東京 (2015年)
- 26) 荘村明彦, 平成30年食品衛生等改正の解説, 中央法規出版株式会社, 東京 (2018年)